

## 島根県児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置要綱

令和5年2月22日島教企第1252号

### (設置)

第1条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「児童生徒性暴力等防止法」という。）第16条の規定により、学校等における児童生徒性暴力等（児童生徒性暴力等防止法第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」をいう。以下同じ。）の根絶に向けた取組と、関係機関相互の連携を推進するため、島根県児童生徒性暴力等対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 協議会の検討事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校等における児童生徒性暴力等の防止等の推進に関すること。
- (2) 関係機関の連携の推進に関すること。
- (3) その他、児童生徒性暴力等の防止等に必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関で構成する。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は島根県教育庁教育監をもって充て、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長が予め指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて第3条に規定する機関に属さない者を協議会に出席させることができる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、島根県教育庁学校企画課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

別表

島根県教育庁

- 〃 学校企画課
- 〃 教育指導課
- 〃 特別支援教育課
- 〃 保健体育課
- 〃 人権同和教育課
- 〃 松江教育事務所

島根県教育センター

島根県総務部総務課（私学・県立大学室）

島根県健康福祉部子ども・子育て支援課

島根県警察本部生活安全部少年女性対策課

島根県市町村教育委員会連合会

島根県公立高等学校長協会

島根県特別支援学校長会

島根県中学校長会

島根県小学校長会

島根県国公立幼稚園・こども園長会

島根県私立中学高等学校連盟